

令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月7日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
議席の指定	6
議員自己紹介	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	8
常任委員会委員の選任	9
常任委員会正副委員長の互選結果報告	10
諸般の報告	10
管理者行政報告	10
管理者提出議案の報告及び上程	11
提案理由の説明	11
議案第25号ないし議案第28号の説明	12
議案第29号の説明	13
議案第30号ないし議案第32号の説明	14
議案第33号ないし議案第37号の説明	15
議案第33号ないし議案第37号の決算審査報告	18
議案第25号の質疑、討論、採決	18
監査委員就任の挨拶	19
議案第26号の質疑、討論、採決	19
議案第27号の質疑、討論、採決	20

議案第28号の質疑、討論、採決	20
議案第29号の質疑、討論、採決	21
議案第30号の質疑、討論、採決	22
議案第31号の質疑、討論、採決	22
議案第32号の質疑、討論、採決	23
議案第33号の質疑、討論、採決	23
議案第34号の質疑、討論、採決	24
議案第35号の質疑、討論、採決	26
議案第36号の質疑、討論、採決	26
議案第37号の質疑、討論、採決	27
特定事件の閉会中の継続審査について	28
管理者挨拶	29
閉会の宣告	29
署名議員	31

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

比広組告示第10号

令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年7月28日

比企広域市町村圏組合
管理者 森田光一

1 期 日 令和7年8月7日 午前10時
2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1番	井	上	聖	子	議員	2番	堀	内	真理	子	議員
3番	堀	越	博	文	議員	4番	藤	倉	憲		議員
5番	内	田	敏	雄	議員	6番	原		徹		議員
7番	森		一	人	議員	8番	川	口	浩	史	議員
9番	高	橋	功	人	議員	10番	田	中	照	子	議員
11番	小	峯	松	治	議員	12番	加	藤	進		議員
13番	宮	崎	雄	一	議員	14番	吉	田	克	之	議員
15番	神	山		俊	議員	16番	杉	田	健	司	議員
17番	野	口	勝	則	議員	18番	渡	辺	絹	代	議員

不応招議員（なし）

令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和7年8月7日（木曜日）

議事日程

- 第1 開会
- 第2 開議
- 第3 議席の指定
- 第4 議員自己紹介
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 議長の選挙
- 第8 議長就任挨拶
- 第9 常任委員会委員の選任
- 第10 常任委員会正副委員長の互選結果報告
- 第11 諸般の報告
- 第12 管理者行政報告
- 第13 管理者提出議案の報告及び上程
- 第14 提案理由の説明
- 第15 議案第25号ないし議案第28号の説明
- 第16 議案第29号の説明
- 第17 議案第30号ないし議案第32号の説明
- 第18 議案第33号ないし議案第37号の説明
- 第19 議案第33号ないし議案第37号の決算審査報告
- 第20 議案第25号の質疑、討論、採決
- 第21 監査委員就任の挨拶
- 第22 議案第26号の質疑、討論、採決
- 第23 議案第27号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第28号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第29号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第30号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第31号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第32号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第33号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第34号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第35号の質疑、討論、採決
- 第32 議案第36号の質疑、討論、採決
- 第33 議案第37号の質疑、討論、採決
- 第34 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第35 管理者挨拶
- 第36 閉 会

出席議員（18名）

1番	井	上	聖	子	議員	2番	堀	内	真理	子	議員
3番	堀	越	博	文	議員	4番	藤	倉	憲	徹	議員
5番	内	田	敏	雄	議員	6番	原		浩	史	議員
7番	森		一	人	議員	8番	川	口	照	子	議員
9番	高	橋	功	人	議員	10番	田	中	進	司	議員
11番	小	峯	松	治	議員	12番	加	藤	之	健	議員
13番	宮	崎	雄	一	議員	14番	吉	田	克	司	議員
15番	神	山		俊	議員	16番	杉	田	健	代	議員
17番	野	口	勝	則	議員	18番	渡	辺	絹		議員

欠席議員（なし）

本会議に出席した事務局職員

議書記会長	町	田	憲	昭	議会書記	上	見	雄	一
-------	---	---	---	---	------	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森	田	光	一	副管理者	島	田	康	弘
副管理者	大	塚	信	一	副管理者	佐	久	間	孝
副管理者	藤	間		隆	副管理者	神	田		光
副管理者	渡	邊	一	美	副管理者	高	野	貞	隆
監査委員	山	田	幸	平	会管理者	新	井	尚	宜
事務局長	黒	田		健	消防長	服	部		田
消防本部次長	原		芳	和	総務課長	馬	場	健	明

◎ 開会及び開議の宣告

高橋功人副議長 皆さん、おはようございます。比企広域市町村圏組合議会副議長の高橋功人でございます。

ただいま組合議会の議長が欠員となっておりますので、副議長の私が、議長の選挙が終わるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。何とぞよろしくお願ひいたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立了しました。

ただいまから令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

高橋功人副議長 初めに、組合議会議員の異動がありましたので、報告いたします。令和7年5月26日付で川島町議会選出の加藤進議員から、令和7年5月30日付で東松山市議会選出の斎藤雅男議員、高田正人議員、田中二美江議員、米山真澄議員から、都合により組合議会議員を辞職したい旨の届出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

次に、組合議会議員を辞職された議員に代わって、令和7年5月29日付で川島町議会から小峯松治議員、加藤進議員が、令和7年5月30日付で東松山市議会から藤倉憲議員、井上聖子議員、堀内真理子議員、堀越博文議員が新たに組合議会議員に当選されました。

◎ 議席の指定

高橋功人副議長 ここで、議席の指定を行います。

新たに組合議会議員に当選されました方々の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、副議長において指定いたします。

議席については、お手元に配付いたしました議席表のとおり、それぞれ指定いたします。

◎ 議員自己紹介

高橋功人副議長 ここで、新たに組合議会議員に当選されました方々より、自己紹介を演壇においてお願ひいたします。

初めに、1番、井上聖子議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 次に、2番、堀内真理子議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 次に、3番、堀越博文議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 次に、4番、藤倉憲議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 次に、11番、小峯松治議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 次に、12番、加藤進議員。

〔議員自己紹介〕

高橋功人副議長 ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

高橋功人副議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、副議長において、8番、川口浩史議員、15番、神山俊議員を指名いたします。

◎会期の決定

高橋功人副議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

高橋功人副議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議長の選挙

高橋功人副議長 次に、日程に従い、議長の選挙を議題といたします。

ただいま組合議会の議長が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

高橋功人副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

高橋功人副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選の方法によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

高橋功人副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に4番、藤倉憲議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました藤倉憲議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

高橋功人副議長 ご異議なしと認めます。

よって、藤倉憲議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤倉憲議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

令和7年8月7日の議会で行われました議長の選挙において、藤倉憲議員が当選されたので、告知いたします。

◎ 議長就任の挨拶

高橋功人副議長 ここで、議長に当選されました藤倉憲議員のご挨拶をお願いいたします。

4番、藤倉憲議員。

〔4番 藤倉 憲議員登壇〕

4番 藤倉 憲議員 ご紹介をいただきました東松山市議会の藤倉憲でございます。

ただいま、皆様方のご推薦をいただきまして議長という重責を仰せつかり、誠に身に余る光栄と深く感謝を申し上げる次第でございます。皆様のご協力をいただき、組合行政進展のために誠心誠意尽くす所存でございます。どうぞ議員をはじめ正副管理者、職員皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋功人副議長 ありがとうございました。

これをもって議長の選挙を終了いたします。

議長と議長席を交代いたします。

暫時休憩といたします。

(午前10時12分)

藤倉 憲議長 再開をいたします。

議長を交代いたしました。よろしくお願ひいたします。

(午前10時13分)

◎ 常任委員会委員の選任

藤倉 憲議長 次に、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。本件は、常任委員会委員の任期満了に伴うものであり、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

書記長より朗読させます。

町田憲昭書記長 朗読いたします。

総務常任委員会委員に、井上聖子議員、藤倉憲議員、原徹議員、森一人議員、田中照子議員、小峯松治議員、吉田克之議員、神山俊議員、渡辺絹代議員。

厚生常任委員会委員に、堀内真理子議員、堀越博文議員、内田敏雄議員、川口浩史議員、高橋功人議員、加藤進議員、宮崎雄一議員、杉田健司議員、野口勝則議員。

以上でございます。

藤倉 憲議長 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読しましたとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決しました。

ここで、各常任委員会を開いていただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、一旦休憩いたします。

(午前10時16分)

藤倉 憲議長 再開いたします。

(午前 10 時 25 分)

◎ 常任委員会正副委員長の互選結果報告

藤倉 憲議長 休憩中に行われました各常任委員会における正副委員長の互選の結果を申し上げます。

書記長より発表させます。

町田憲昭書記長 発表いたします。

総務常任委員会委員長に小峯松治議員、総務常任委員会副委員長に神山俊議員。

厚生常任委員会委員長に宮崎雄一議員、厚生常任委員会副委員長に野口勝則議員。

以上でございます。

藤倉 憲議長 ただいまの発表のとおり、各常任委員会の正副委員長は決定いたしました。

◎ 諸般の報告

藤倉 憲議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和6年度12月分ないし5月分、令和7年度4月分及び5月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

藤倉 憲議長 次に、管理者から挨拶並びに行政報告のため発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご参集をいただき、会議が開催できることに厚くお礼を申し上げます。

先ほど副議長から報告がございましたが、東松山市及び川島町の各議会から新たに6名の皆様が組合議会議員に当選されました。心からご歓迎を申し上げますとともに、今後のご指導並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、ただいま議長に藤倉憲議員が当選されましたことに重ねてお祝いを申し上げる次第でございます。

さて、初めに消防業務についてですが、今年度の熱中症に係る救急搬送者数は、6月までは42名でしたが、7月に入り急激に増加し、7月の1か月間では78名、合計120名となっております。

次に、庁舎関係では、高坂分署新庁舎建設事業については、設計が完了、6月からは工事に着手し、順調に進捗しております。

また、車両関係では、松山北分署の水槽付消防ポンプ自動車、小川消防署と吉見分署の高規格救急自動車及び東秩父消防団第1分団第2部の水槽車を更新配備する予定です。

次に、斎場及び靈きゅう自動車事業についてでは、本年1月から7月までの間に1,959件の火葬を執り行い、小動物火葬は337件でした。今後もご遺族の心情に十分に配慮し、比企広域圏における葬送の中心的な施設としての役割を果たすべく、丁寧な運営を心がけてまいります。

以上、簡単ですが、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

藤倉 憲議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された議案第25号ないし議案第37号を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

藤倉 憲議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、専決処分1件、条例の改正2件、補正予算議案5件、決算議案5件です。

初めに、議案第25号は、専決処分についてです。前委員でありました梶田美佐子氏の退職に伴い、その後任に山田幸平氏を選任することについて専決処分をしたものです。

議案第26号は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。育児・介護休業法の改正に伴い、育児と仕事、また介護と仕事の両立を支援するための制度について、当該職員への情報提供及び意向確認を行うことの規定を設けるため、条例の一部を改正したいとするものです。

議案第27号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児のための部分休業について、現行の取得形態に加え、1年につき10日を超えない範囲内で取得可能な形態を新たに設け、いずれの選択も可能とするなど、育児時間制度の充実を図る規定を設けるため、条例の一部を改正したいとするものです。

議案第28号ないし議案第32号は、一般会計、各特別会計の令和7年度補正予算です。

議案第33号ないし議案第37号は、令和6年度一般会計、各特別会計決算の認定についてです。いずれも監査委員の意見を付して提案いたしましたので、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。

以上、ご提案申し上げました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

藤倉 憲議長 説明は終わりました。

◎ 議案第25号ないし議案第28号の説明

藤倉 憲議長 これより議案等に対する細部の説明を求めます。

初めに、議案第25号ないし議案第28号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第25号ないし議案第28号について説明申し上げます。

初めに、議案第25号 専決処分についてでございます。

議案書は1ページからでございます。本議案は、代表監査委員の梶田美佐子氏が令和7年5月31日付で退職されたことに伴い、決算審査及び例月出納検査の実施に当たり、早急に委員を選任する必要があったことから、後任として山田幸平氏を選任することを地方自治法第179条第1項の規定により、6月20日付で専決処分をしたものでございます。同条第3項により、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第26号 比企広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議案書は7ページから、議案参考資料は1ページからでございます。本議案は、育児・介護休業法の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。育児又は介護と仕事との両立を支援し、柔軟な働き方を実現するため、妊娠、出産等について申し出た職員及び家族が介護を必要とする状況となった職員等に対し、仕事と育児及び仕事と介護の両立支援制度に関する情報提供を行うほか、意向確認などの措置を定めたものでございます。

また、附則において、施行期日を令和7年10月1日とするとともに、経過措置について定めるものでございます。

次に、議案第27号 比企広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

制定について説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案参考資料は5ページからでございます。本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、育児と仕事との両立を支援し、柔軟な働き方を実現するための措置として、部分休業を拡充するものでございます。現行制度に該当する部分休業を第1号部分休業とし、現行では勤務の初めと終わりにのみ取得可としていた時間帯を削除し、より柔軟な働き方を可能としております。また、1年間に定められた時間を超えない範囲で取得できる部分休業を第2号部分休業とした上で、職員は第1号部分休業及び第2号部分休業のいずれかの形態を1年単位で選択可能とするものでございます。

附則において、施行期日を令和7年10月1日とともに、経過措置について定めるものでございます。

続いて、議案第28号 令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ308万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,908万2,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和6年度決算額の確定に伴い、3款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するもので、12ページからの歳出、3款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第25号ないし議案第28号の説明を終わります。

◎ 議案第29号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第29号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第29号 令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,151万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億4,991万6,000円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の限度額について、第2表、地方債補正のとおり定めたいとするものでございます。

事項別明細書によりご説明いたしますので、12、13ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、1款1項1目負担金では、嵐山消防団の活動服更新により、132万円を増額補正するものでございます。

3款1項1目消防費国庫補助金では、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定により、1,896万5,000円を増額補正するものでございます。

5款1項1目利子及び配当金では、預金利子の確定により、7万7,000円を減額補正するものでございます。

7款1項1目繰越金では、前年度繰越金の確定により、1億2,983万3,000円を増額補正するものでございます。

8款2項1目雑入では、高速自動車道救急業務財政措置費並びに消防団員安全装備品整備事業助成金の確定により、37万5,000円を増額補正するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。9款1項1目消防債では、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴い、1,890万円を減額補正するものでございます。

16、17ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、2款1項1目常備消防費では、7,000円の増額で、施設管理事業において、東秩父分署テレビ共同受信組合負担金の値上げに伴い、3,000円を、職員研修事業では、講習負担金の値上げに伴い、4,000円を増額補正するものでございます。

次に、2目消防施設費では、170万3,000円を減額補正したいとするもので、内訳といたしましては、施設管理事業において消防車両不具合に係る修繕料36万4,000円を増額し、財産取得契約により、不用額として199万円を減額するもので、続く消防施設整備基金積立事業では、預金利子の確定により、7万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、5目嵐山消防団費では、新型活動服更新に伴い、132万円を増額するもので、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第29号の説明を終わらせていただきます。

◎議案第30号ないし議案第32号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第30号ないし議案第32号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第30号ないし議案第32号について説明申し上げます。

初めに、議案第30号 令和7年度比企広域市町村圏組合斎場及び靈きゅう自動車事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,289万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,489万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和6年度決算額の確定に伴い、4款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するものでございます。12ページからの歳出では、1款1項2目斎場施設整

備基金費において、決算剰余金の一部1,200万円を同基金に積み立てるとともに、4款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

次に、議案第31号 令和7年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,592万7,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和6年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するもので、12ページからの歳出、2款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

次に、議案第32号 令和7年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条において歳入歳出予算の総額にそれぞれ19万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79万1,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入では、令和6年度決算額の確定に伴い、2款1項1目繰越金の前年度繰越金を増額するもので、12ページからの歳出、2款1項1目予備費にて収支の調整を図ったものでございます。

以上で議案第30号ないし議案第32号の説明を終わります。

◎ 議案第33号ないし議案第37号の説明

藤倉 憲議長 次に、議案第33号ないし議案第37号について、新井尚田会計管理者。

〔新井尚田会計管理者登壇〕

新井尚田会計管理者 議案第33号ないし議案第37号、令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計ほか4特別会計歳入歳出決算についての細部のご説明を申し上げます。

初めに、議案第33号 令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算からご説明申し上げます。

決算書2ページの歳入から申し上げます。下段の合計欄を御覧いただきたいと存じます。予算現額は7,705万6,000円、調定額及び収入済額は7,714万840円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの管理費等負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、4ページの歳出でございます。支出済額は6,905万7,473円で、執行率は89.6%でございます。歳出の主なものは、議会費では議員報酬及び費用弁償、総務費では職員給与費、広報紙印刷代、

人事給与システム、例規データシステム及び財務会計システムに係る経費並びに監査委員の経費等でございます。

次に、16ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は808万3,367円で、同額が実質収支額となりました。

次に、17ページの財産に関する調書では、財政調整基金に利子137円を積み立て、年度末現在高は681万2,140円となりました。

続きまして、議案第34号 令和6年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書20ページから23ページにかけての歳入から申し上げます。予算現額は36億9,121万1,308円、調定額及び収入済額は36億8,894万2,923円で、不納欠損額並びに収入未済額はございませんでした。歳入では、決算総額の83.6%が関係市町村からの組合負担金であり、ほかの主なものは消防施設整備基金からの繰入金、前年度繰越金、消防救急デジタル無線談合訴訟和解金を含む雑入及び消防施設整備債等でございます。

次に、24ページの歳出でございます。支出済額は34億8,910万9,603円で、執行率は94.5%でございます。なお、歳出全体の73.2%を常備消防費に係る職員給与事業費が占めております。

その他主な支出としましては、一般管理費では消防団員退職報償金や職員健康診断料、常備消防費では人件費のほか、施設及び車両の管理費や消防指令業務共同運用に係る負担金、消防施設費では消防本部等庁舎改修事業として改修工事費及び工事監理業務委託料、高坂分署新庁舎建設事業での設計業務委託料、また消防救急無線デジタル化事業での国庫補助金返還金、その他各消防団に係る経費及び公債費でございます。

次に、ページが進みまして、80ページの実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は1億9,983万3,320円となり、同額が実質収支額となりました。

次に、82ページの財産に関する調書でございますが、公有財産及び84ページの物品における決算年度中の増減はございません。

85ページの消防施設整備基金は、現金で前年度末現在高は2億3,256万7,211円に対し、9,998万3,684円を減額し、決算年度末現在高は1億3,258万3,527円となりました。

続きまして、議案第35号 令和6年度比企広域市町村圏組合斎場及び靈きゅう自動車事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書88ページの歳入から申し上げます。予算現額は2億3,291万8,000円、調定額及び収入済額は2億4,728万4,642円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの負担金、斎場及び靈きゅう自動車の使用料、前年度からの繰越金でございます。

次に、90ページの歳出でございます。支出済額は2億2,812万1,181円で、執行率は97.9%でございます。歳出の主なものは、駐車場の敷地借上料、施設管理事業として指定管理委託料及び靈きゅ

う自動車運行委託料、火葬炉内の台車の定期的なメンテナンスとしての火葬炉補修工事費、また斎場整備に際して起こした地方債の元金及び利子償還に係る公債費でございます。

次に、100ページの実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は1,916万3,461円となり、同額が実質収支額となりました。

102ページの財産に関する調書でございますが、公有財産、物品とも決算年度中の増減はございません。斎場施設整備基金につきましては、前年度末現在高1,323万6,018円に対し、2,300万1,303円を積み立て、決算年度末現在高は3,623万7,321円となりました。

続きまして、議案第36号 令和6年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書106ページの歳入から申し上げます。予算現額は7,553万6,000円、調定額及び収入済額は7,553万6,735円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の主なものは、関係市町村からの介護認定審査会及び障害支援区分審査会の運営費負担金及び前年度繰越金でございます。

次に、108ページの歳出でございます。支出済額は6,561万9,384円で、執行率は86.9%でございます。歳出の主なものは、職員給与費、介護認定審査会及び障害支援区分審査会に係る委員の報酬、費用弁償、委員への資料発送に係る郵便料、機器システムの保守委託料及び借上料等でございます。

次に、118ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は991万7,351円で、同額が実質収支額となりました。

続きまして、議案第37号 令和6年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算書120ページの歳入から申し上げます。予算現額は222万9,000円、調定額及び収入済額は222万7,115円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。歳入の内容は、公平委員会を共同設置している構成団体からの管理費等負担金、前年度繰越金及び雑入にて不利益処分に係る審査請求事案終結に伴う特別分負担金でございます。

次に、122ページの歳出でございます。支出済額は167万7,236円で、執行率は75.2%でございます。歳出の主なものは、公平委員の報酬、費用弁償、全国公平委員会連合会等への負担金及び審査請求事案終結に伴う償還金等でございます。

次に、128ページ、実質収支に関する調書において、歳入歳出差引額は54万9,879円で、同額が実質収支額となりました。

以上で議案第33号ないし議案第37号の説明を終わらせていただきます。なお、詳細につきましては、主要な施策の実績報告書をお手元に配付させていただいておりますので、ご参照いただき、ご理解を賜りたいと存じます。

藤倉 憲議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第33号ないし議案第37号の決算審査報告

藤倉 憲議長 次に、議案第33号ないし議案第37号について、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。

山田幸平監査委員。

〔山田幸平監査委員登壇〕

山田幸平監査委員 議長のお許しをいただきましたので、令和6年度比企広域市町村圏組合の一般会計並びに消防特別会計、斎場及び靈きゅう自動車事業特別会計、介護認定及び障害支援区分審査会特別会計、比企広域公平委員会特別会計、以上、5つの会計について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

これら審査に当たりましては、去る7月2日、比企広域消防本部の受援執務室におきまして、関係者に出席を求め、内田敏雄監査委員とともにこれを実施いたしました。

その結果でございますが、管理者から送付された決算書、決算事項別明細書、諸調書はいずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、歳入歳出の手続も所定のとおり処理され、計数も正確であることを確認いたしました。

昨今、米国の貿易政策や中東情勢により、世界経済の先行きは不透明さを増すばかりなことに加え、長引く物価高騰の影響により、関係市町村の財政状況は依然として厳しく、組合においても歳出削減努力とともに、一層の業務効率化が求められると考えます。また、今後も施設の維持補修、消防車両の更新など予定されていることから、予算の執行に当たっては、これまで以上に事業の緊急性や優先度等を十分精査し、また業務DX化の検討も進めつつ、事業のさらなる適正な執行に努められるよう望むものであります。

詳細につきましては、決算審査意見書としてお手元にご送付申し上げてございますので、ご高覧の上、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

藤倉 憲議長 報告は終わりました。

◎ 議案第25号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 これより日程に従い、議案等の審議に入ります。

ここで、山田幸平監査委員は、都合により退席しますので、ご了承願います。

〔山田幸平監査委員退席〕

藤倉 憲議長 初めに、議案第25号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに

採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎ 監査委員就任の挨拶

藤倉 憲議長 山田幸平監査委員の入場を求めます。

〔山田幸平監査委員入場〕

藤倉 憲議長 ここで、山田幸平監査委員よりご挨拶をお願いいたします。

山田幸平監査委員。

〔山田幸平監査委員登壇〕

山田幸平監査委員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

令和7年6月20日付で森田管理者より任命され、ただいま議員の皆様方の承認を賜りました山田幸平でございます。監査委員の任に就かせていただくことは、誠に光栄に存する次第でございます。私、もとより微力でございますが、地方自治の監査の重要性を深く認識するとともに、比企広域市町村圏組合のさらなる適正化と健全化に寄与すべく誠実に職務を執行してまいる所存でございます。議員はじめ執行部の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藤倉 憲議長 ありがとうございました。

◎ 議案第26号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第26号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第27号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第28号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第29号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第30号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第30号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第31号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第32号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第32号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第33号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第33号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第34号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第34号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 消防会計について、3点ほどご質疑したいと思います。

1点目でございますが、消防救急デジタル無線談合訴訟における和解金として3,780万円が歳入になっております。これは、具体的に何の分の歳入なのかを1点目でご質疑したいと思います。

2点目ですが、これに伴い、国庫補助返還金531万6,000円が発生をしております。どのような理由からなのか、伺いたいと思います。

3点目でございますが、令和6年度決算書によりますと、消防指令業務共同運用負担金は2,836万8,040円となっております。共同運用後、119番通報から救急車が出動するまでの時間にどのような変化があったのかを伺いたいと思います。

以上です。

藤倉 憲議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第34号について、3点の質疑に順次お答えいたします。

まず1点目、デジタル無線談合訴訟和解金の具体的な歳入についてですが、株式会社富士通ゼネラルによる取消し訴訟が最高裁判所の決定により、公正取引委員会による排除措置命令等が確定したことにより、訴訟上の和解条項に基づき収入となったものでございます。

次に、2点目ですが、国庫補助金531万6,000円の返還金の理由についてですが、消防救急デジタル無線和解成立により、契約当時の金額が談合の影響で本来よりも高額であったことが整理されたことに伴うものでございます。国において補助金交付額の妥当性が改めて精査され、その結果として、過剰であった補助金分について返還を求められたものでございます。

次に、3点目、消防指令業務共同運用開始後、119番通報から救急車が出動するまでの時間につ

いてでございますが、平均1.3分の短縮を図れております。

以上でございます。

藤倉 憲議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 そうですか。1点目は、富士通ゼネラルの関係で入った分だということですか、そういうことだったのですね。分かりました。

それと、国庫返還補助金も結果的に多く収入していることから、その分を返還してくださいということであったわけですね。了解しました。

3点目でございますが、1.3分、大分大きいなと思ったのですけれども、よく1分以上も短縮できたなと思いました。ちょっとどのような理由からなのか、伺いたいと思います。

それから、1.3分というのは、具体的にコンマ3分というのは何秒になるのでしょうか。併せて伺いたいと思います。

藤倉 憲議長 答弁を求めます。

服部明消防長。

[服部 明消防長登壇]

服部 明消防長 2点の再質疑について順次お答えいたします。

まず初めに、消防指令業務の共同運用における受信から出動までの時間短縮の要因といたしましては、指令装置の高機能化により、迅速かつ的確な情報処理が可能となったこと、またマニュアルの整備によって、指令業務の手順が一元化されたことが挙げられます。

次に、2点目、1.3分ですが、秒でいいますと1分18秒または78秒でございます。

以上でございます。

藤倉 憲議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第35号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第35号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第36号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第36号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

◎ 議案第37号の質疑、討論、採決

藤倉 憲議長 次に、議案第37号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 公平委員会負担金特別分償還金というものがあります。どのような内容のものなのか、伺いたいと思います。また、これはどのように措置されたのかを併せて伺いたいと思います。

藤倉 憲議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第37号について質疑にお答えいたします。

ご質問の比企広域公平委員会負担金特別分償還金について、経緯からご説明申し上げます。構成団体の一つにおきまして、職員に対して懲戒処分が行われた件において、被処分者の職員より比企広域公平委員会に対し審査請求がなされました。その請求案件につきまして、当公平委員会において審議を重ねてまいりましたが、それが再審査の請求期間も含めて令和6年度に終結いたしました。構成団体間で交わした覚書によりますと、特定団体のための審査に伴う経費については、当該団体の負担となることから、本案件に要した弁護士委託料など137万3,000円を当該団体に請求し、比企広域公平委員会のほうで収入したものでございます。これは、他の構成団体の負担となるものではないことから、特別分償還金として予算計上し、この137万3,000円を他の構成団体に返還したものでございます。

以上です。

藤倉 憲議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 そうですか。そのような理由からですか。分かりました。

それで、この償還金というのは、金額は一定のものを各団体に返したということでおろしいのでしょうか。

藤倉 憲議長 答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 再質疑にお答えいたします。

公平委員会の負担金につきましては、各構成団体会議で均等割20%、職員数割80%となってございます。そのため、この137万3,000円につきましては、その負担割合に応じて再算定をした結果、各構成団体個別に返還をしてございまして、一番多い団体で45万1,000円、一番少ない団体で4万円となっております。

以上です。

藤倉 憲議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決しました。

以上で今期定例会に付議された議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

藤倉 憲議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

[「なし」と言う人あり]

藤倉 憲議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

藤倉 憲議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 管理者挨拶

藤倉 憲議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議等を通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分に踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようにお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

藤倉 憲議長 これをもって、令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時24分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議長 藤倉憲

副議長 高橋功人

署名議員 川口浩史

署名議員 神山俊

參 考 資 料

○ 議案審議結果一覽表

**令和7年第3回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表**

議案番号	件 名	提出年月日	付 託 委員会名	議決年月日	審議結果
議案第 25 号	専決処分について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	承認 (全員賛成)
議案第 26 号	比企広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 27 号	比企広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 28 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第 1 号）について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 29 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第 2 号）について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 30 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合斎場及び靈きゅう自動車事業特別会計補正予算（第 1 号）について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 31 号	令和 7 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第 1 号）について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 32 号	令和 7 年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第 1 号）について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	原案可決 (全員賛成)
議案第 33 号	令和 6 年度比企広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	認定 (全員賛成)
議案第 34 号	令和 6 年度比企広域市町村圏組合消防特別会計歳入歳出決算の認定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	認定 (全員賛成)
議案第 35 号	令和 6 年度比企広域市町村圏組合斎場及び靈きゅう自動車事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	認定 (全員賛成)
議案第 36 号	令和 6 年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	認定 (全員賛成)
議案第 37 号	令和 6 年度比企広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について	令 7.8.7	付託なし	令 7.8.7	認定 (全員賛成)